配当公告

東京都西多摩郡日の出町平井三五九五番二
破産者　医療法人社団千住会

右の者に対する東京地方裁判所立川支部平成二十二年（フ）第三三八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一、三八五、一〇六、五八七円

（内優先債権額　金九五、五六三、八〇四円）

一、配当することのできる金額
金二八七、八九七、一四四円

（内優先債権額　金九五、五六三、八〇四円）

平成二十四年二月六日
東京都千代田区内幸町二丁目二番二号富国生命ビル一二階　破産管財人　末次　弘明

配当公告

愛知県名古屋市西区那古野一丁目三番一四号
破産者　株式会社帝国発明社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第三五一四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一〇八、〇七九、〇四九円

一、配当することのできる金額
金二八、九二四、八四五円

平成二十四年二月六日
名古屋市中区丸の内二丁目一番三七号エスパシオ丸の内七Ｂ
破産管財人　橋本　修三

配当公告

愛媛県松山市畑寺四丁目一四番二一号
破産者　株式会社有隣社松山

右の者に対する松山地方裁判所平成二十二年（フ）第六八一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
優先債権　金四、一六六、二九〇円
一般債権　金一五八、五〇八、七八四円

一、配当することのできる金額
優先債権　金四、一六六、二九〇円
一般債権　金九、五二七、九四六円

平成二十四年二月六日
松山市千舟町四丁目五番地二平成ビル四階
破産管財人　山下　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所札幌市東区北二七条東九丁目三番一四号　北二七条クラブハウスＡ―一〇五号室
被相続人　亡　通称　田中　朝男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月六日
事務所札幌市中央区南一条西一一丁目三二七番地六　海晃南一条ビル六階　こばと法律事務所
相続財産管理人　弁護士　木場　知則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市浦和区常盤三丁目一一二番地、最後の住所埼玉県さいたま市緑区大字三室一〇六五番地六
被相続人　亡　内田　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月六日
事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目三番一八号関本ビル池田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　池田　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市花見川区長作町二三九番地、最後の住所千葉県船橋市本町二丁目一六番二四号
被相続人　亡　中臺美恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月六日
千葉県市川市市川南一―九―二三京葉住設市川ビル五階弁護士法人リバーシティ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　横溝　昇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区豊島六丁目三番地一、最後の住所東京都北区豊島五丁目四番二―一〇二一号
被相続人　亡　松田　英彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月六日
東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　久文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区山王四丁目一六〇七番地、最後の住所東京都大田区山王四丁目三〇番一〇号三沢方
被相続人　亡　栗山　直子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月六日
事務所東京都新宿区新宿二丁目一番三号サニーシティ新宿御苑四〇一ＮＦＴ―ＡＮＮＥＸ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　齊藤悠紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区小松川二丁目七番地一五、最後の住所東京都江東区千石二丁目二番五―七〇一号
被相続人　亡　小川　靖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月六日
事務所東京都中央区銀座八丁目八番一七号伊勢萬ビル六階福家総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　北野　俊光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区駒沢一丁目二番、最後の住所東京都世田谷区駒沢四丁目一七番八号
被相続人　亡　神谷　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月六日
東京都千代田区永田町二丁目一四番二号山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中川　徹也

第６期決算公告

平成24年2月6日
東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号
バルコニーアセット特定目的会社
取締役　長縄　順一

貸借対照表の要旨
（平成23年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	47,828,814	流動負債	193,611
その他の資産	943,673	固定負債	40,654,376
流動資産	788,039	**負債合計**	**40,847,987**
固定資産	155,633	社員資本	7,924,500
		特定資本金	5,000
		優先資本金	9,235,000
		剰余金	△1,315,500
		当期未処理損失	1,315,500
		純資産合計	**7,924,500**
資産合計	**48,772,487**	**負債・純資産合計**	**48,772,487**

損益計算書の要旨
（自　平成22年10月１日　至　平成23年９月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	2,100,000
営業費用	1,195,092
営業利益	904,908
営業外収益	13,137
営業外費用	1,118,570
経常損失	200,525
特別損失	13,524
税引前当期純損失金額	214,049
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失金額	215,259